

小売電気事業者に対する業務改善命令に係る 改善計画のフォローアップについて

2024年3月28日(木) 制度設計専門会合 事務局提出資料



業務改善命令に係る改善計画のフォローアップ

- 電力カルテル事案に関して、昨年8月から1年間を「**集中改善期間**」とし、**業務改善命令の対象 となった各事業者の取組状況**について、**フォローアップ**を行うこととしたところ。
- 具体的には、昨年10月に各社の社長と委員長・委員との面談を実施し、その後のフォローアップにおいては、以下の点について**重点的にフォローアップ**を行っていくこととした。
 - ① 第1線・第2線・第3線の各部署や、その他のコンプライアンスに携わる組織体について、各々の役割分担や相互の連携方法がどのようなものとなっているか。
 - ② これまでに整備した**社内ルールの見直し**や、広くコンプライアンスに関係して**整備すべきルール の洗い出し**などの検討が、必要に応じてなされているか。
 - ③ 社内ルールの検討において、**第1線と第2線との協働**が適切に行われ、**第1線の業務実態** を踏まえて検討されているか。
 - ④ 業務改善命令を踏まえた教育・研修が、実効性を持って行われているか。
 - ⑤ 教育・研修の実施による<u>意識の変化が、役職員の行動などにどのように表れているか</u>。また、 各事業者の<u>経営層</u>は、<u>役職員の意識の変化</u>をどのように<u>把握・評価</u>しているか。
 - ⑥ 改善計画に関する内部監査や、外部人材を構成員の過半数に含む組織体による把握・ 評価がどのようになされているか。その結果を踏まえ、経営層はどのような検討を行っているか。
- 今回、フォローアップの一環として、三線管理を担う各部門の連携の観点(上記の①及び③)を中心に、各事業者の取組状況を聴取したところ、その概要を御報告する。

各部門(第1線・第2線・第3線)の連携

- 各事業者は、第1線 (業務執行部門) にガバナンスの取りまとめを担う「第1.5線」を置き、第2線 (管理部門) との間で、例えば次のような方法で意見交換の機会を持っている。
 - 第1.5線と第2線が参加する会議等を週1回開催し、コンプライアンスに関わるルールについて 議論する機会を持っている。
 - 業務マニュアルの確認などの場に、第1線と第2線が参画して意見交換を行っている。
 - コンプライアンスに係る組織体の審議内容を第2線から第1.5線に展開している。
- また、**第2線**(管理部門)と第3線(内部監査部門)も、監査の機会等に意見交換を行っている。
- その上で、<u>意見交換の頻度</u>については、例えば、「週に1回の頻度で、第1.5線と第2線との間で会議を行っている」事業者もいるが、「現在は第1線と第2線との間で法令順守の観点から定期的に開催している会議は無いが、今後そういった会議を開くことを検討する予定」としている事業者もいた。
- 連携の強化という観点からは、各部門の間で、<u>意見交換の機会を定期的に持つことが望ましい</u>と 考えられる。

コンプライアンスに携わる組織体の役割・連携

- 各事業者は、**トップ及び過半数を社外人材とする組織体による会議**を開催しており、その審議 結果は経営層・社内に共有されている。
- 当該組織体の他、内部通報への対応やコンプライアンス施策の審議等を行う会議(トップは社長等)も開催されている。
- なお、**トップ及び過半数を社外人材とする組織体による会議**の議題について、電力カルテル事案の再発防止などを目的として、**テーマを絞って設定している**事業者もいる。
- そのため、<u>トップ及び過半数を社外人材とする組織体を恒久的なものとするか、将来的に他の</u>組織体に機能を引き継ぐか、今後の各事業者の検討事項となると考えられる。

社内ルールの検討における第1線と第2線との協働

- 各事業者は、例えば以下の方法で、少なくともアドホックには第1線と第2線が協働している。
 - 第1線の業務マニュアル等を改定する際に、第2線に相談できるようにする。
 - 第2線が社内ルールを改定する際、第1線の業務に大きな影響が生じる場合は、事前に関係 部署から意見を聞くようにする。
 - 規程類を運用する中で、第1線から出された意見を第2線が汲み取る。
- その上で、例えば、**社内ルールを検討するに当たって第1線からの意見を受け付けたり**、運用中のルールに関する意見を定期的に社内アンケート等を通じて受け付けるといった取組については、単に運用上のものとせず、事業者内の恒常的な取組として制度化することも考えられる。

今後のフォローアップ

- 今回のフォローアップを通じて得られた「気づき」については、事業者にフィードバックしつつ、次回 (本年5月頃を想定)は、今回対象とした項目以外について、フォローアップを行うこととしたい。
- 具体的には、教育・研修の効果が浸透しているか確認するための実地調査や、各組織体の長へのヒアリングなどを行う。また、今年度の内部監査や各組織体による取組を踏まえた、来年度の取組予定(社内ルールの見直しを含む)についてもヒアリングを行う。

【フォローアップ項目】(再掲) (※赤枠は次回フォローアップを行う項目)

- ① 第1線・第2線・第3線の各部署や、その他のコンプライアンスに携わる組織体について、各々の役割分担や相互の連携方法がどのようなものとなっているか。
- ② これまでに整備した<u>社内ルールの見直し</u>や、広くコンプライアンスに関係して<u>整備すべきルール</u> の洗い出しなどの検討が、必要に応じてなされているか。
- ③ 社内ルールの検討において、**第1線と第2線との協働**が適切に行われ、**第1線の業務実態**を踏まえて検討されているか。
- ④ 業務改善命令を踏まえた教育・研修が、実効性を持って行われているか。
- ⑤ 教育・研修の実施による<u>意識の変化が、役職員の行動などにどのように表れているか</u>。また、 各事業者の**経営層**は、**役職員の意識の変化**をどのように<u>把握・評価</u>しているか。
- ⑥ 改善計画に関する内部監査や、外部人材を構成員の過半数に含む組織体による把握・ 評価がどのようになされているか。その結果を踏まえ、経営層はどのような検討を行っているか。